

取 扱 基 準

名 称	新潟市民芸術文化会館文化事業補助金（人件費）
補助区分	運営費補助 ■ 事業費補助 □
補助金の概要	市民の芸術文化活動の振興を図るため、質の高い多様な文化芸術の鑑賞機会の提供に関する事業、人材の育成に関する事業、舞台芸術の創造と発信に関する事業等に従事する、本会館の事業企画部職員26名の人件費を対象に補助を行う。
目 標	数値化 □ 非数値化 ■
	市民の文化活動の活性化を図るとともに、文化発信の拠点化を進めることにより、都市の魅力向上を図る。 〈目標が数値でない場合の評価方法〉 市民の芸術文化の創造活動を支援・助成し、本市の発展に寄与しているかの総合的評価
補助事業者	公益財団法人新潟市芸術文化振興財団 理事長 徳永 健一
補助対象経費の内容	補助金概要に同じ
補助額及びその算定方法又は補助率	141,804千円（上限） 事業企画部職員26名分の人件費 〈補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由〉 本会館の事業は、本市における芸術文化の発展に大きく貢献しており、継続的運営に必要な人員を確保する必要があるため。
開始時期	令和4年4月 1日
評価の時期	令和6年9月30日
終 期	令和7年3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による情報の公表	〔内容〕 新潟市より補助金を受けている旨の表示
	〔媒体〕 (公財)新潟市芸術文化振興財団
担当部署	文化スポーツ部 文化政策課 管理グループ 電 話：025-226-2560 e-mail：bunka@city.niigata.lg.jp